

# 緑小学校いじめ防止基本方針（令和3年度改訂）

下野市立緑小学校

## 1 いじめのない緑小学校にするために

### (1) 緑小学校いじめ防止基本方針策定の目的

平成25年6月28日公布、9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」第13条、に基づき、令和3年1月策定の「下野市いじめ防止基本方針」に沿って、緑小学校としていじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめが起こった場合の対応などについて、どのように取り組むかの方針を定め、その方針を実行することで本校児童をいじめから守り、充実した学校生活を送れるようにすることを目的とする。

### (2) 緑小学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公開するとともに、学校のいじめ対策の取組を保護者会や学校運営協議会等、様々な機会を捉えて積極的に周知する。

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項）

### (4) いじめに対する本校の7つの共通認識

ア いじめは、どの学級、どの児童にも起こりうるものであり、いじめが発生した場合、児童は、被害者・加害者・観衆（はやしたり面白がったりする存在）・傍観者のいずれかの立場で、関係するものである。

イ いじめは、個に応じたわかりやすい授業・児童理解に基づく児童支援・楽しく節度ある学校生活を教職員が提供することにより、予防できうるものである。

ウ いじめは、教職員にとって発見しづらいものであり、児童をいじめから守るため教職員はいじめに関係しそうな些細な児童の動きにも気を配るとともに、日頃から様々な発見の方法を工夫しながら、その認知に努める必要があるものである。

エ いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害するものであり、人として決して許される行為であるとともに、特に「物理的行為」は、暴行・恐喝・強要などの刑法にも抵触することになる重大な問題行動である。

オ いじめは、直接の関係教職員が判断するものではなく、いじめを受けたとする児童の気持ちを重視しながら（いじめられた児童の立場に立って）、「学校いじめ防止等対策会議」で判断する。

カ いじめは、認知された場合、教職員が最優先で解決に当たるべき重大な問題であり、いじめを受けた児童の担任だけでなく全職員が情報を共有し解決に努めるべきものである。また、解決に向け、保護者・関係諸機関との連携・協力を密に取るべきものである。

キ いじめの解消については、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる」

状態であり、かつ「いじめを受けた被害児童が心身の苦痛を感じていない」という2つの要件が満たされる必要がある。被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかは本人及び保護者との面談等により確認する。

また、被害の重大性から、解決には3ヶ月以上の期間が必要と判断される場合には、対策会議にて、より長期の期間を設定する。さらに、いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

## 2 いじめ問題に取り組むための組織

いじめ問題に取り組むための組織として「学校いじめ防止等対策会議」を常設する。

### (1) 学校いじめ防止等対策会議の役割

#### 【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援や加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

### (2) 構成メンバー

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、教育相談担当者、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任、その他の関係職員、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育サポートセンター担当者、教員・警察官経験者など外部専門家、関係諸機関担当者とする。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに対策会議を開催し、事実確認等は本組織を主体として行う。なお、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員がそろわなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

## 3 いじめ未然防止のための取組

「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下に、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、思いやりの心や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことができるよう、自他の人権を尊重する教育を推進する。

## ◎学業指導の充実

「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、一人一人を成長させるという視点に立ち、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童が自らの力で様々な不適応を解消し、意欲的に学習活動に取り組めるよう指導・援助する。

### (1) 個に応じたわかりやすい授業の実施

- ア 授業の最初の「ねらい」「課題」の提示、終末での「振り返り」の時間の設定  
児童が、見通しをもって主体的に授業に参加でき、授業内容がわかったという実感をもてるよう、導入・終末時の指導を工夫する。
- イ ペア学習・グループ学習・学級全体での話合いの場面の意図的設定  
授業の中に、話合い学習・学び合い学習を設定し、思考力や表現力を養うとともに、友達と話し合い協力しながら学習することのよさを実感させる。
- ウ 「個に応じた指導」の場を設定  
授業の中の個人作業の際、支援が必要な児童には個別指導・繰り返し指導など「補充的な学習」を行わせるとともに、習得が早い児童には身につけた知識技能を活用する「発展的学習」を行わせるなど、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- エ 「個別の指導計画」の作成  
特別に支援が必要な児童に、通常学級担任が特別支援教育担当者と協力して「個別の指導計画」を作成し、それに基づき当該児童の指導に当たる。
- オ 「チャレンジタイム」の活用  
チャレンジタイムを使って、授業中十分できなかった基礎的基本的な知識や技能の習得のための「補充学習」や活用能力を養う「発展学習」に取り組みせる。
- カ 家庭学習の推進  
すべての児童に基礎的基本的な知識や技能を習得させるため、保護者と連携・協力しながら、授業に関連した宿題を与え、家庭学習で児童に取り組みせる。

### (2) 児童理解に基づく児童支援の推進

- ア 「生活目標」「緑の子の一日」の共通理解に基づく指導  
月ごとの「生活目標」、学校生活上児童が守るべきルールである「緑の子の一日」などを教職員が共通理解し、全児童が指導対象と捉えて、同一歩調で指導に当たる。
- イ 「学級集団アセスメント (Hyper-QU)」の実施・活用  
5月に「学級集団アセスメント (Hyper-QU)」を各学級で実施し、各児童の学級への適応状況や満足度を数値として把握して、支援を要すると思われる児童に速やかに対応する。また、数値に表れた各児童の状況からいじめ発見の一助とする。
- ウ 教育相談の実施  
6月、11月に教育相談旬間を設定し、担任が、個別（6月／11月）またはグループ（6月）相談を児童と行い、各児童の状況を正しく理解するとともに、楽しく節度ある学校生活が送れるように助言する機会とする。また、いじめに関する情報収集の機会と捉え、気になる児童に関する情報を丁寧に聞き取るとともに、学校全体で解決に取り組まなければならない事例があった場合は、全教職員で情報共有するとともに、「学校いじめ防止等対策会議」で対応を検討する。
- エ サポートセンター教育相談員・スクールカウンセラーとの連携  
いじめ問題を含め悩みや不安を抱える児童には児童指導主任が中心となり、学習の習得や友達との人間関係づくりにおける社会性・コミュニケーションにより学級への不適応などの問題を抱える児童に対しては特別支援教育コーディネーターが中心

となり、下野市学校教育サポートセンターの教育相談員や、スクールセラ（南河内第二中本務校）の協力を仰ぎ、担任を中心に連携を取りながら問題解決に当たる。

### (3) 楽しく節度ある学校生活への環境づくり

#### ア 自主的・実践的な学級活動の推進

自主的実践的な学級活動を各学級で推進し、児童の所属感・自己有用感を育てる。

低学年では、周りの友達と仲良く助け合い、親切にし合おうとするとともに、みんなのために働いて学級生活を楽しくする係活動を重視し、自分勝手な行動をとらず、自分がやらなければならない勉強や仕事に取り組もうとする態度を育てる。

中学年では、よく考えて節度ある行動をとろうとするとともに、目標を立て自分で決めたことを粘り強くやり遂げる活動を重視し、自分のよいところを学級の中で生かそうとする態度を育てる。

高学年では、学校全体の生活に目を向け、よりよい学校をつくるために、自分の役割を果たそうとするとともに、自発的・自治的な活動を重視し、よりよい学級や校風をつくらうとする態度を育てる。

また、ソーシャルスキル・トレーニングなどを取り入れ「相手を思いやる言葉」や「友達のよさを認める言葉」を体験させ、そのよさを実感させる。さらに、友達のよさを認め合ったり褒め合ったりする場面を設定する。

#### イ リーダーシップ・フォロワーシップを育てるなかよし班（縦割り班）活動の推進

縦割り班での異学年交流である「なかよし活動」を推進する。交流活動の中で、上学年の児童には、下学年の児童を気遣い思いやりの心をもって接するとともに、リーダーシップを発揮して、よりよい方向に班員を導く経験をもたせる。下学年の児童には、上学年の児童の指示に素直に従い尊敬や感謝の心をもって接するとともに、フォロワーシップを学び、上学年のリーダーに協力することで楽しい活動ができることを経験させる。

#### ウ 連帯感を高める学校行事・児童会活動の推進

各学校行事への参加により、学級・学校への児童の所属感・連帯感を高める。そのため、できるだけ児童の活躍の場を設け、教職員の事前指導により、当該児童が自分の取り組み状況に満足できるよう努める。特に旅行的行事では、学級・学年が協力して活動する場が多いため、計画・実施・振り返りの各段階において、児童が連帯感を実感できるような活動を工夫する。

また、児童会主催で南河内第二中と共同で、いじめ撲滅に向けた意思表示（集会等）や具体的な行動についての確認の場を設定する。

#### エ 道徳教育の充実

道徳科を中心に「思いやり・親切」「規則尊重・公德心」「信頼友情」「生命尊重」など、いじめ防止に深くかかわる内容項目について、道徳の時間に確実に指導し、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉えいじめに正面から向き合うことができるよう指導の工夫に努める。その際、「とちぎの子どもたちへの教え」の項目をおさえながら家庭への協力を呼びかける。また、災害避難中の児童や発達障害、外国人、性同一性障害等の児童への配慮を心がける。

道徳的実践が見られた場合には、本人を賞賛したり、学年だより等を活用し、学級全体や家庭にも伝え広げたりする。

#### オ 情報社会における判断力の育成

児童が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、情報機器等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「ネット利用のあたりまえ 4つの大丈夫？」に基づく取組を積極的に推進する。

#### カ 教職員の人権感覚の向上

人権教育担当を中心に、人権感覚を高める職員研修を実施するとともに、定期的に「人権感覚を磨くための教師の自己チェック表」により自分の言動について振り返る。

### 4 いじめ早期発見・早期解決のための取組

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童のわずかな変化を見逃すことのないよう児童理解を深め、日頃より児童との信頼関係の構築に努める。

#### (1) 丁寧な児童の日常観察

毎日の「朝の健康観察時」「休み時間」「授業中」「給食時」「清掃時」に、児童の様子や言動に注意を払い、友人関係に変化はないか・排他的なグループはないか・孤立している児童はいないか・持ち物に落書きはないか・提出物忘れはないかなどを観察するとともに、気になる言動を察知した場合には、速やかに対応し、関係職員と情報共有を図る。また、毎週の職員打ち合わせの時に、情報共有の場を設定し、全職員で情報を共有する。

#### (2) 日記・連絡帳の指導による観察

日記や連絡帳の記載事項をできるだけ毎日確認し、気になる記述がある場合には速やかに当該児童を指導・支援し、関係職員と情報共有を図る。

#### (3) 「学校生活（いじめ）に関する調査」と教育相談の実施

6月と10月に「学校生活（いじめ）に関する調査」を実施するとともに、6月と11月に教育相談旬間を設け、児童からのいじめ把握の機会とする。

調査に関しては、記載内容の見落としがないように、必ず複数人で確認するものとする。また、いじめに関する記述の見られる調査用紙の原本は破棄せずに、当該児童が卒業するまで保管するものとする。

なお、調査用紙やその他記録（音声記録を含む）を開示してほしいという保護者等からの要望については、管理職に必ず確認し、必要に応じて市教育委員会と相談する。

#### (4) 学校いじめ防止等対策会議の実施

「学校生活（いじめ）に関する調査」の実施後、対策会議を開催し、いじめの未然防止と早期発見につなげる。

対策会議では、「学校いじめ防止等対策会議録」を作成する。会議録には、日時、招集者、記録者、参加者、発言者、協議内容を必ず記載する。作成した会議録の写しを市教育委員会に提出する。

#### (5) いじめに関する全教職員での情報共有と対応

いじめに関して気になる児童の言動に遭遇した教職員は、その場で当該児童に指導・支援を行うとともに、担任に速やかに連絡して対策会議を開き事実の確認方法を検討する。いじめの事実確認ができれば、対策会議で対応方針を決める。

今後の対応方針を全教職員で共有し、いじめを行った児童へは適切な指導を行い、いじめを受けた児童の動向は全職員で見守り、励まし支える「言葉かけ」を意図的にできるように申し合わせる。

#### (6) 保護者との連携

校長だより、学年だより、保護者会等を活用していじめの防止等における家庭の役割や児童の状況に応じた保護者等の指導の大切さについて、家庭への啓発を行う。また、いじめの未然防止や早期発見に関する協力依頼を行う。いじめが発見された場合には、学年だよりや保護者会等を通して、いじめられている児童や保護者の心情や個人情報に配慮しながら、早期解決に向けた児童への指導・支援の協力依頼を行う。

<協力要請>

- ①いじめが疑われたり子供の異変を感じたりした場合には必ず学校に伝えること
- ②いじめの通報があった場合には、学校は事実確認後、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、毅然とした態度でいじめの指導に当たるので、安心して情報提供をしてもらうこと。

いじめ・体罰に関する「保護者の相談窓口」が「教頭」であること、保健室前の「緑小目安箱（月に1度、教頭・養護教諭が確認）」を通して、相談内容を紙に書いて学校に伝えることができることを保護者に周知する。

## 5 重大事態への対処

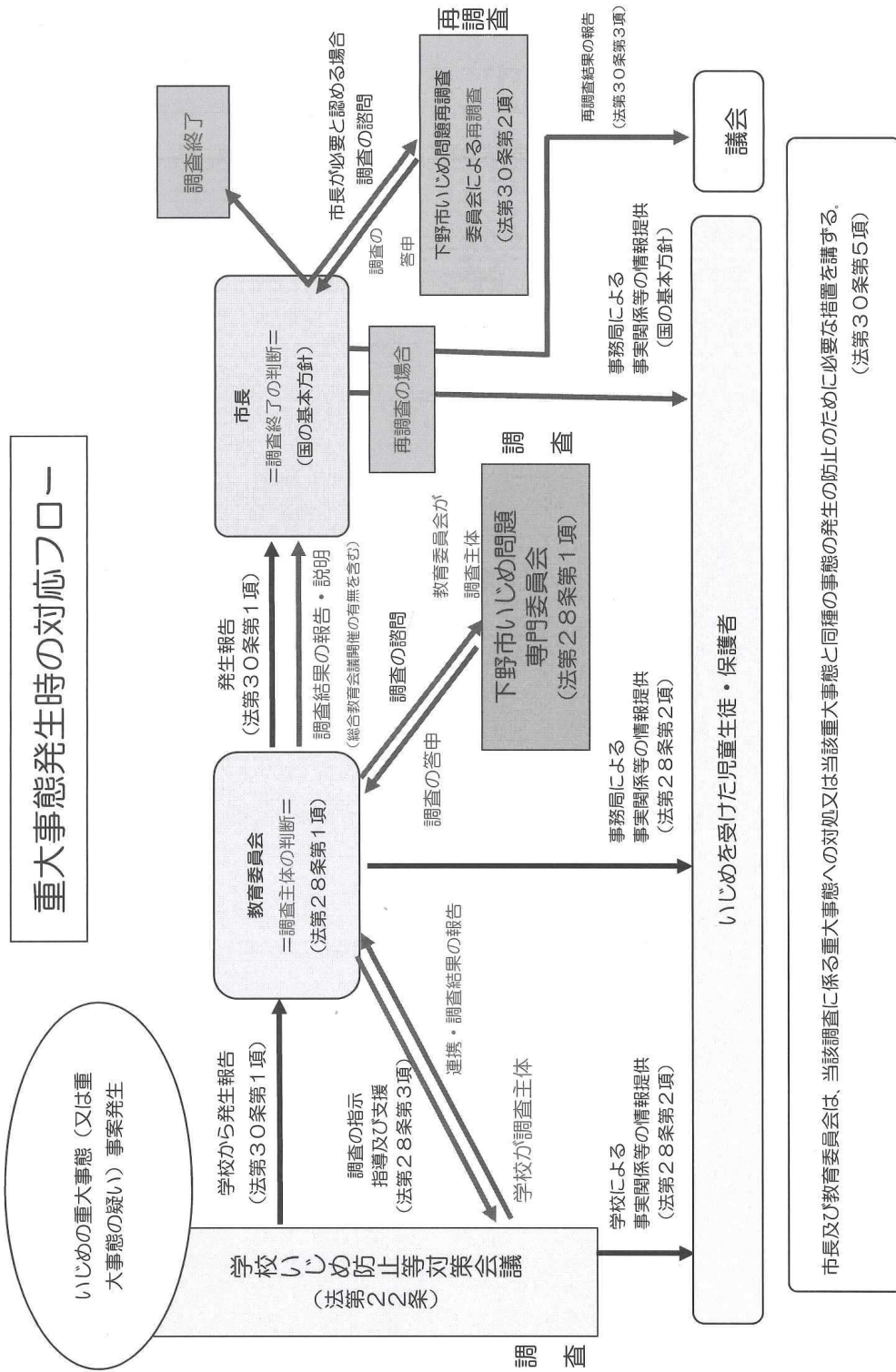
### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### (2) 重大事態の報告

- (1)に該当する事案が発生した場合には、対策会議で事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

6 いじめの発見・相談・通告への対応



## (1) 児童への指導・支援

### ○ いじめられた児童に対して

- ・児童の安全を確保するとともに、苦しみや悲しみを共感し、不安や心配に対する具体的に解決策を示して明るい展望がもてるようにするとともに、最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。

### ◇ いじめた児童に対して

- ・「いじめは絶対に許されないこと、してはいけないこと」を毅然として教えるとともに、いじめられた児童の苦しみや悲しみを想像させ、その痛み気付けるように指導する。その際、孤立感、疎外感を与えないようにする。

### △ まわりの児童に対して

- ・「いじめは絶対に許されないこと、してはいけないこと」を毅然として学級または学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをする行為は、いじめていることと同じであり、「してはいけないこと」であることを理解させる。
- ・いじめを担任や他の先生などに教えることは正義に基づく正しい行為で、いじめられている児童を助ける尊い行為であることを理解させる。
- ・誰もが安心して生活できる、いじめのない学級を築こうという明るい展望をもたせる。

## (2) 保護者への対応

保護者への対応者は、担任 → 学年主任 → 教頭 → 校長の順で行う。

### ○ いじめられた児童の保護者に対して

- ・原則として、いじめを発見したその日のうちに電話または家庭訪問等で学校が把握したいじめの状況、これまでの指導の内容、今後の対応予定を担任から説明し、理解と協力を依頼する。

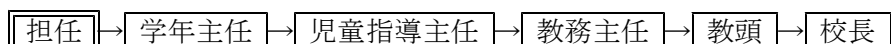
### ◇ いじめた児童の保護者に対して

- ・事実確認がしっかりとされた内容を、できれば直接、担任から伝えるとともに、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちに思いが寄せられるように働きかける。
- ・加害者の児童が、相手を傷つけたことをきちんと反省し、相手に謝罪しようと思えるような、親からの指導を依頼する。
- ・これまでの指導の内容、今後の対応予定を担任から説明し、いじめ問題が速やかに解決できるよう、理解と協力を依頼する。

## (3) 児童への継続指導

いじめの状況が改善されない場合や、いじめられ児童が安心して学校生活を送れない状況にあるときは、指導を継続しつつ、再度新たな対応策を検討し実施する。その際、必要があれば、校長判断によりPTAに説明し保護者の協力を依頼したり、市教育委員会の支援を要請したりする。

なお、その都度経過について報告し共通理解を図るようにする。



## (4) 担任としてのいじめ対応の配慮事項

### ○ いじめられた児童に対して

- ・全力でいじめから守ることを約束する。
- ・いじめを解決する方法について、当該児童といっしょに考える。
- ・当該児童の活動する場を意図的に設定し、認め励ますことで自信や存在感をも



たせる。

◇ いじめた児童に対して

- ・いじめた児童をできるだけ担任の監視下に置き、いじめることを止めさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聴き、心の安定を図り教師との信頼関係を築く。

△ 学級全体に対して

- ・いじめを見つけたら、先生や友達にすぐに知らせやめさせるようにする。
- ・一人一人がかけがえのない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることを理解させ、学級の中で、温かい人間関係の構築に努めさせる。

(5) ネット上のいじめへの対応

情報機器等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メール使って仲間を送ったりしていじめを行う。匿名性が高く、作成者が誰かわからないことから、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。

① ネット上のいじめの種類

ア オンラインゲームでのいじめ

イ SNSでのいじめ

ウ 動画共有サイトでのいじめ

※匿名性が高く、誹謗中傷が書き安易に込まれる。

※掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象となりやすい。スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真の位置情報(GPS)により自宅が特定されるなど、利用者の個人情報が流出しやすい

※一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流されたり、アクセスされたりする危険性がある。

② ネット上のいじめの未然防止

学校で情報モラルの指導を行うとともに、家庭でも情報機器を使用する際のマナーを指導するよう依頼するなど、連携・協力する。

子供に携帯電話等を使わせる場合にはフィルタリングを設定し、児童を危険から守るための使用ルールを家庭でつくり管理するよう保護者会等で呼びかける。

③ ネット上のいじめに関する児童への指導内容

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みした人は特定できること
- ・フィルタリングをかけないと違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬとトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

## 7 いじめ防止に関する年間計画

期日	内 容	担 当
4 月	・『緑小さいじめ防止基本方針』の共通理解	・全教職員
	・『生活目標』『緑の子の1日』の共通理解	・児童指導主任、担任
	・学級づくり	・学年主任、担任
5 月	・児童指導上の配慮児の共通理解	・全教職員
	・Hyper-QU の実施、分析、活用（支援を要する児童への対応）	・全教職員
6 月	・教育相談旬間	・担任
	・学校生活（いじめ）に関する調査（児童アンケート）の実施、個別対応	・児童指導主任、担任
	・学校いじめ防止等対策会議	・関係職員
8 月	・学級づくりに関わる研修会の実施	・全教職員
	・いじめ撲滅集会等についての話し合い（南河二中との連携）	・児童、児童会担当者
9 月	・学級づくり 再度スタート	・学年主任、担任
1 2 月	・学校生活（いじめ）に関する調査（児童アンケート）実施、個別対応	・児童指導主任、担任
	・事例研究会 教育相談旬間	・担任
	・学校いじめ防止等対策会議	・関係職員
毎 週	・職員打ち合わせ時に情報共有	・全教職員
年 間	・『生活目標』『緑の子の1日』の共通理解に基づく児童指導	・全教職員
	・スクールカウンセラーによる観察・相談	・全教職員
	・通級指導教室、特別支援学級担当者との連携	・担当者、全教職員
	・児童用相談室の活用（個別相談）	・全教職員
	・目安箱設置、活用	・養護教諭、教頭等
	・職員会議時の情報交換（毎月）	・全教職員
随 時	・学校いじめ防止等対策会議の開催	・関係職員